

## シルバーカーの認定基準及び基準確認方法

Approval Standard and Standard Confirmation Method for Walking trolleys for aged

### 1. 基準の目的

この基準は、検討当時における既存の事故やクレーム等を基礎として、意図される使用と合理的に予見される誤使用を考慮し作成された、シルバーカーの安全性品質及び表示・取扱説明書に関する基準である。ここでいう安全性品質とは、シルバーカーの使用者が正常な使用を行う範囲内で傷害を最小限にすることを目的とした当該基準に示される要件をいう。

### 2. 適用範囲

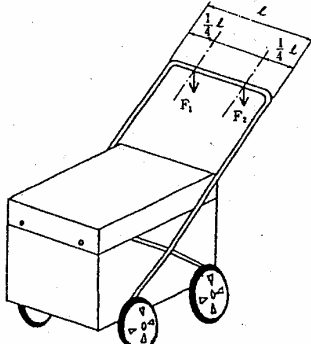
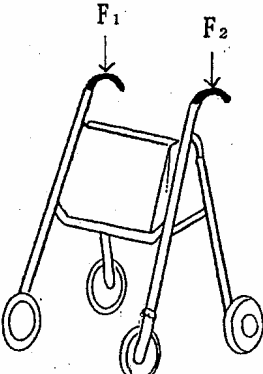
この基準は、自立歩行可能だが、屋外での物品の運搬や長距離の移動が困難な主として高齢者が、歩行の補助や品物の運搬及び休息に用いるシルバーカー(以下「シルバーカー」という。)で、車輪が4輪以上のものについて適応する。なお、ここでいうシルバーカーとは、ハンドル、フレーム、ストッパ等で構成したもので、通常、利用者を含めた重心が支持基底面外にあるものをいう。

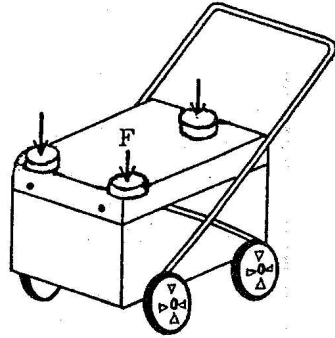
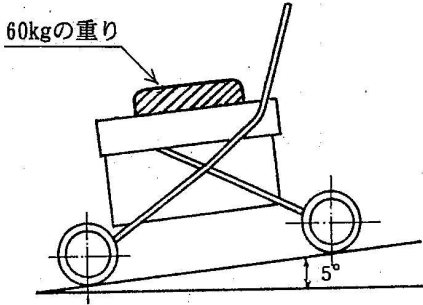
### 3. 安全性品質

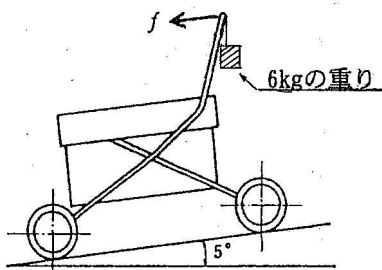
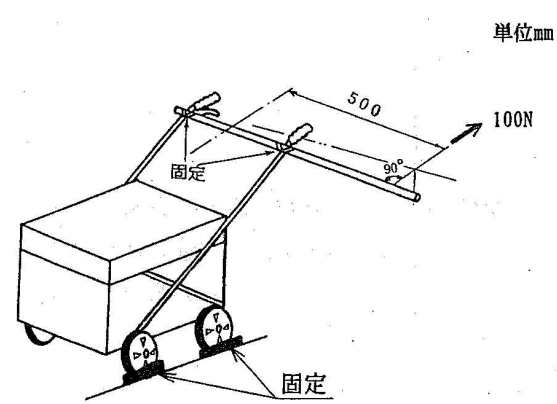
シルバーカーの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	<p>1. シルバーカーの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、各部に変形、がた、き裂、溶接不良等がなく、人体に触れる部分には、鋭い突起、角部等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト・ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 表面処理をしている面には、素地の露出、はがれ、さび等の不良がないこと。</p> <p>(4) 高さ調節機構を有するものにあつては、高さ調節が容易で、使用中容易に緩まないこと。</p> <p>(5) 折り畳み式のものにあつては、操作は容易で、かつ確実に行え、使用中折りたたまれないこと。</p> <p>(6) 座面を有するものにあつては、使用中容易に外れたり折りたたまれないこと。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(3) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(4) 操作等により確認すること。</p> <p>(5) 操作等により確認すること。</p> <p>(6) 操作等により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 寸法</p> <p>3. 安定性</p>	<p>(7) 駐車用のストッパを有すること。なお、ストッパの操作は容易で、かつ確実に行え、前輪又は後輪のいずれかの左右両輪を固定できること。</p> <p>(8) 走行を制御するハンドブレーキを有するものにあつては、ハンドブレーキの操作は容易で、かつ確実に行え前輪又は後輪のいずれかの左右両輪を制御できること。</p> <p>(9) キャスタを有するものにあつては、キャスタ機構の可動防止のための措置を講じていること。</p> <p>(10) 直進させたとき、走行上支障がなく、各車輪に著しい振れ、偏り等がないこと。</p> <p>2. シルバーカーの寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ハンドルのグリップ部の直径は、20mm 以上であること。</p> <p>(2) 車輪の直径は、100mm 以上であること。</p> <p>(3) 座面を有するものにあつては、座面の地上高さは 350mm 以上であること。</p> <p>3. シルバーカーの安定性試験は次のとおりとする。</p> <p>(1) 傾斜安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	<p>(7) 操作等により確認すること。</p> <p>(8) 操作等により確認すること。</p> <p>(9) 操作等により確認すること。</p> <p>(10) 操作等により確認すること。</p> <p>2.</p> <p>(1) スケール等により確認すること。</p> <p>(2) スケール等により確認すること。</p> <p>(3) スケール等により確認すること。</p> <p>3.</p> <p>(1) 15° に傾斜した台上にシルバーカーを置き、前後左右の各 4 方向で転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>なお、バッグ付きのものにあつては、バッグ内に発泡スチロールを均等に約 15cm 入れた上に、載荷重相当の質量の重り(砂袋)をバッグ内に均等に入れて行うこと。また、ハンドルの高さ調節が可能なものにあつては最大高さに調節し、ハンドルの向きが変えられるものは最も後方に調節した状態で行うこと。</p> <p>以下、バッグ付きの載荷重の載せ方及びハンドルの調節条件は同様とする。</p> <p>なお、ストッパをかけた状態で行うこと。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2)ハンドルの安定性試験を行ったとき、転倒することがなく、かつ、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>(2)一体式ハンドルのものにおいては、図1に示すようにハンドル握り部に対し、長さの1/4の位置に200Nの力(<math>F_1</math>, <math>F_2</math>)を各々に垂直方向下向きに加え、いずれの位置に加えた場合も転倒しないことを目視により確認し、変形等については目視及び触感により確認すること。なお、ストッパはかけない状態で、バッグ付きのものにおいては、載荷重を加えない状態とすること。</p>  <p>図1 . 一体式ハンドルの安定性試験</p> <p>分離式ハンドルのものにおいては、図2に示すように左右のハンドグリップに200Nの力(<math>F_1</math>, <math>F_2</math>)を各々に垂直方向下向きに加え、いずれの位置に加えた場合も転倒しないことを目視により確認し、変形等については目視及び触感により確認すること。なお、ストッパはかけない状態で、バッグ付きのものにおいては、載荷重を加えない状態とすること。</p>  <p>図2 . 分離式ハンドルの安定性試験</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
4. ストッパの保持力の保持力	<p>(3)座面を有するものにあつては、座面の安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>4. ストッパの保持力試験を行ったとき、車輪の回転がなく、試験後もストッパの操作は円滑であること。</p>	<p>(3) 図3に示すように、座面前方両側の角部及び座面後方の中央に、あて板を介して 600Nの力を各々に加えた後、いずれの位置に加えた場合も転倒しないことを目視により確認すること。なお、ストッパをかけた状態で行い、バッグ付きのものにあつては、載荷重を加えない状態とすること。</p>  <p>図3 . 座面の安定性試験</p> <p>4. 図4に示すように、座面付きのものは、座面に質量 60kg の重りを載せ、ストッパをかけた状態で 5° の傾斜板上に製品を設置し、前後両方向の各々について行い、目視により確認すること。</p> <p>また、この試験を行った後のストッパの円滑性については、目視及び操作により確認すること。</p> <p>なお、バッグ付きのものにあつては、載荷重相当の重りを入れて行うこと。</p>  <p>図4 . ストッパの保持力試験</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
5. ハンドブレーキの制動力	5. ハンドブレーキを有するものにあつては、ハンドブレーキの制動力試験を行ったとき、傾斜の下り坂で自然に滑走しようとする力を1/2以下にできること。	<p>5. 図5に示すように、ハンドルに質量6kgの重りを下げた状態で、5°の傾斜板上を自然滑走しようとする力をハンドル部で測定する。次に、同様の状態でハンドブレーキを操作し、ハンドブレーキを固定した状態で自然滑走する力が1/2以下であることを確認すること。</p> <p>なお、バッグ付きのものにあつては載荷重相当の重りを入れて行うこと。</p>  <p>図5 . ハンドブレーキの制動力試験</p>
6. 強度	<p>6. シルバーカーの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1)ハンドルのトルク試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>6.</p> <p>(1) 図6に示すように左右両側の車輪部を固定して、次にハンドルにバー（横棒）を固定し、ハンドルの中央部より500mmの位置を水平方向後向きに100Nの力を1分間加え、これを除去した後に、目視及び触感により確認すること。なお、固定箇所は車輪下部とすること。</p>  <p>図6 . ハンドルのトルク試験</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
7. 走行耐久性	<p>(2) 座面を有するものにあつては、座面の強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>7. 走行耐久性試験を行ったとき、固定用のロックに緩みがなく、かつ、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>(2) 水平な床面上に置き、座面中央に木製あて板(直径 200mm)を介して 1200N の力を垂直方向下向きに 1 分間加えた後、目視及び触感により確認すること。</p> <p>なお、ストoppaをかけた状態で行い、バッグ付きのものにあつては、載荷重を加えない状態とする。</p> <p>7. 図7に示すように、前輪を段差の付いたドラム上に載せた状態で保持し、ドラムを 100 rpm の速度で回転させる。</p> <p>最初の 10 分間はハンドルに力を加えず、バッグに重りを入れない状態で、ドラムを回転させ、固定用のロックに緩みがないことを確認する。</p> <p>次に、ハンドルに 100N の力を加え、バッグ内には載荷重相当の重りをバッグ内に入れて、ドラムを連続 60 分間回転させた後、変形等について目視及び触感により確認し、引き続き後輪も同様の方法により確認すること。</p> <div data-bbox="877 1030 1404 1523" style="text-align: center;"> <p style="text-align: right;">単位mm</p> </div> <p style="text-align: center;">図7．走行耐久性試験</p>
8. 材料	8. 耐食材料以外の金属で、さびの出る恐れのある箇所、接触腐食が起こる恐れのある箇所には、防せい処理が施されていること。	8. 目視等により確認すること。
9. 付属品	9. 付属品は使用上の安全性を損なわないこと。	9. 傷害を与えるような先鋭部、ばり、まくれ等の有無とその材質、機能等についてそれぞれ、目視、触感、操作等により確認すること。

4. 表示及び取扱説明書

シルバーカーの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1.表示	<p>1. シルバーカーには、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)から(7)はフレームやバッグ等の見やすい箇所に大きな字で表示し、(5)及び(6)については、表示の最初に記載してより認知しやすいものであること。</p> <p>ただし、その製品に該当しない項目については、省略してもよい。</p> <p>(1)申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2)製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3)バッグの載荷重(最大積載質量：kg)</p> <p>(4)最大使用者体重(kg)</p> <p>(5)品名：シルバーカー</p> <p>(6)使用対象者 この製品は主として自立歩行できる高齢者が、より安定して歩行できるように補助的に使用するものである旨。 手すり等の固定したものにつかまらなければ歩行できない人や、介助者に手伝ってもらわなければ歩行できない人等には適さない旨。</p> <p>(7)使用上の注意 a)使用前に固定用のロックがかかっているか確認すること。ロックがかかっていないと、折りたたまれ危険である旨。 b)座面を使用する場合は、必ず駐車用ストップパを左右両輪にかけて使用する旨。 c)ハンドブレーキが付いていないため、坂道等の使用では十分注意する旨。 (「ハンドブレーキが付いていないもの」に限る。)</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要項目の有無を、目視及び触感により確認すること。</p> <p>なお、(3)から(7)の文字の大きさ(縦寸法)が 4.9mm 以上であることを確認すること。</p> <p>また、(4)最大使用者体重は 100kg 以下とし、(5)から(7)は、安全警告標識を併記したり、その事項を枠で囲んだり、目立つ色彩を用いたりして認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(7) a)手動で固定用のロックをかけるものについては、ロックはフレームの色と異なる色や、目立つ色等を用いて、認知しやすいものであること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
2.取扱説明書	<p>2. シルバーカーには、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>なお、(1)、(2)及び(3)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(10)については、安全警告標識( )を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明を必ず読み読んだ後保管すること</p> <p>(2)品名：シルバーカー</p> <p>(3)使用対象者 この製品は主として自立歩行できる高齢者が、より安定して歩行できるように補助的に使用するものである旨。 手すり等の固定したものにつかまらなければ歩行できない人や、介助者に手伝ってもらわなければ歩行できない人等には適さない旨。 使用に適しているか否か不明な場合には、必要に応じて専門家等(福祉用具専門相談員、作業療法士、理学療法士等)に相談し購入されることを勧める旨。</p> <p>(4) 各部の名称(図で示すこと)</p> <p>(5) 組立又は調節・折り畳み等の方法及び注意方法</p> <p>(6) 駐車用ストッパ及びハンドブレーキの操作方法</p> <p>(7) 座面の使用方法</p> <p>(8) バッグ内に乳幼児を乗せたり、座面上に人を乗せたまま移動しない旨。</p> <p>(9) 保管方法(雨ざらしにしない等)及び手入れ方法</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>なお、(1)、(2)及び(3)については、枠で囲んだり、他の文字よりも大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等、より認知しやすいよう示されていること。</p> <p>また、(2)及び(3)にあっては、さらに購入前に容易に参照できるような方法で示されており、かつ、記載内容が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>(5)ロック付きのものは、ロックがかかった状態を図等で示すこと。(ロックがかかった図や、確認方法について示すこと。)</p>



項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(10) 使用上の注意</p> <p>a) 加齢等によって、この製品が合わなくなり危険となる場合がある旨。  屋内の移動が困難になったり、屋外でも短距離の移動が困難になった場合には使用を中止すること。また、定期的に専門家等にこの製品が適切かどうかを確認する旨。</p> <p>b) 使用前にロック(フック)がかかっているか確認すること。ロックがかかっていないと、折りたたまれ危険である旨。</p> <p>c) 最大使用体重を守る旨。</p> <p>d) バッグ内に kg ( 載荷重 ) 以上の荷物を載せない旨。</p> <p>e) 使用前は各部を点検し、特にハンドブレーキの左右両輪の性能について十分確認して使用する旨。</p> <p>f) 組立て及び調節は確実にを行う旨。</p> <p>g) 段差や溝などにつまずくと転倒するおそれがある旨。また、段差を斜めに進入することは止める旨。段差の手前では必ず一旦止まり、十分注意して慎重に段差を越える旨。</p> <p>h) 交通の頻繁なところ、混雑しているところ及び夜間での使用は十分注意する旨。</p> <p>i) タイヤ及びブレーキの摩耗がないかを保守・点検し、必要に応じて交換等する旨。</p> <p>j) 座面を使用する場合は、必ず駐車用ストッパを左右両輪にかけて使用する旨。また、傾斜地では使用しない旨。</p> <p>k) ハンドルに寄りかかると車体だけが前に行き、転倒することがあるので注意する旨。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>1) ハンドブレーキを使用するときは、左右両輪を同時にかけること。片方だけのブレーキをかけると回転しやすいので注意する旨。          (「ブレーキが左右分離したもの」に限る。)</p> <p>(11) S Gマーク制度は、シルバーカーの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(12) 諸元表(各部の寸法、重量等)</p> <p>(13) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	